

日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ペット霊園の設置及び管理並びに移動火葬車による火葬に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 犬、猫その他の愛玩することを目的として飼養される動物（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第1項に規定する獣畜を除く。）をいう。
- (2) 墳墓 ペットの焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (3) 納骨堂 ペットの焼骨を収蔵する施設をいう。
- (4) 火葬施設 ペットの死体の火葬を行う設備（以下「火葬設備」という。）を有する施設をいう。
- (5) ペット霊園 墳墓、納骨堂若しくは火葬施設を有する施設又はこれらを併せ有する施設をいう。ただし、専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。
- (6) ペット霊園設置者 第4条第1項の許可を受けた者をいう。
- (7) 移動火葬車 火葬設備を有する自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。）をいう。
- (8) 移動火葬車使用者 第18条第1項の許可を受けた者をいう。

- (9) 近隣住民等 ペット霊園の敷地の境界から200メートル以内の距離にある土地及び建物の所有者、管理者及び占有者並びに市長が第7条の説明会の対象とする必要があると認める者をいう。
- (10) 住宅等 住宅並びに学校その他の教育施設、福祉施設、医療施設、物品販売業を営む店舗及び飲食店並びにこれらに類するものとして規則で定める施設をいう。

(ペット霊園設置者等の責務)

第3条 ペット霊園設置者（ペット霊園の管理を受託した者を含む。第14条において同じ。）は、ペット霊園の設置及び管理に当たっては、地域の生活環境の保全に配慮するとともに、近隣住民等との良好な関係を保つよう努めなければならない。

- 2 移動火葬車使用者は、移動火葬車を使用してペットの死体の火葬を行うに当たっては、地域の生活環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

(ペット霊園の設置の許可等)

第4条 ペット霊園を設置しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。当該許可を受けたペット霊園の区域の変更（縮小を除く。以下「区域変更」という。）又は当該ペット霊園の区域内において新たな墳墓、納骨堂若しくは火葬施設の設置（増設を含む。以下「墳墓等の新增設」という。）をしようとする場合も、同様とする。

- 2 市長は、前項の許可に、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため必要な限度において、条件を付することができる。

(ペット霊園の設置等の協議)

第5条 前条第1項の許可を受けようとする者（以下「ペット霊園申請予定者」という。）は、当該ペット霊園の設置、区域変更又は墳墓等の新增設に係る計画について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、ペット霊園申請予定者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(標識の掲示)

第6条 ペット霊園申請予定者は、ペット霊園の設置、区域変更又は墳墓等の新增設を計画する土地の見やすい場所に、規則で定めるところにより、ペット霊園申請予定者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

2 ペット霊園申請予定者は、前項の規定により標識を掲示しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(説明会の開催等)

第7条 ペット霊園申請予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、ペット霊園の設置、区域変更又は墳墓等の新增設に係る計画について、説明会を開催しなければならない。

2 ペット霊園申請予定者は、前項の計画について、近隣住民等からの意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議しなければならない。

3 ペット霊園申請予定者は、第1項の規定により説明会を開催したと

き及び前項の規定により協議したときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(協議の終了の通知)

第8条 市長は、ペット霊園申請予定者が前3条に規定する手続を執り、かつ、これらの内容が適当であると認めるときは、規則で定めるところにより、ペット霊園申請予定者に第5条第1項の規定による協議の終了を通知するものとする。

(ペット霊園の設置等の許可の申請)

第9条 ペット霊園申請予定者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 ペット霊園申請予定者は、前条の規定による通知を受けた後でなければ、前項の規定による申請をすることができない。

(ペット霊園の設置場所の基準)

第10条 ペット霊園の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(1) ペット霊園申請予定者が所有する土地で、所有権以外の権利が存しないものであること。

(2) 住宅等の敷地の境界から100メートル以上の距離にあること。

(ペット霊園の構造設備の基準)

第11条 ペット霊園の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) ペット霊園の周囲に塀等を設けること。

- (2) ペット霊園の区域内に給水設備及びごみ置場を設け、かつ、雨水等が滞留しないようにすること。
- (3) 納骨堂は、換気設備及び照明設備を設け、かつ、納骨堂の出入口又は納骨設備に施錠装置を設けること。
- (4) 火葬施設は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物とすること。
- (5) 火葬設備は、安定して燃焼することができる十分な容積の主燃焼室及び再燃焼室を設け、かつ、これらにおいて発生するガスの温度が摂氏800度以上の状態でペットの死体の火葬を行うことができるものであること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める基準に適合すること。

（工事着手の届出）

第12条 ペット霊園設置者は、第4条第1項の許可に係る工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

（工事完了の届出等）

第13条 ペット霊園設置者は、前条の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出に係る工事が第11条各号に掲げる基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該基準に適合していると認めるときは、検査済証を交付するものとする。

3 ペット霊園設置者は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、

ペット霊園（第4条第1項後段の許可に係る工事にあっては、当該許可に係る部分）を使用してはならない。

（ペット霊園の維持管理）

第14条 ペット霊園設置者は、第11条各号に掲げる基準及び次に掲げる基準に従い、ペット霊園の維持管理を行わなければならない。

- (1) ペット霊園及びその周辺の清潔を保つこと。
- (2) ペット霊園の施設が破損したときは、速やかに修理すること。
- (3) ペット霊園の使用により生ずるばい煙、汚水、廃棄物等を適正に処理すること。
- (4) 墳墓にあっては、ペットの死体を埋葬しないこと。
- (5) 火葬施設にあっては、火葬設備を使用する前に再燃焼室を予熱すること。

（ペット霊園設置者の地位の承継）

第15条 ペット霊園設置者からペット霊園を譲り受けた者は、当該ペット霊園設置者の地位を承継する。

2 ペット霊園設置者について相続、合併又は分割（当該ペット霊園設置者が有するペット霊園を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該ペット霊園設置者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割により当該ペット霊園を承継した法人は、当該ペット霊園設置者の地位を承継する。

3 前2項の規定によりペット霊園設置者の地位を承継した者は、規則

で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(ペット霊園の申請事項の変更の届出)

第16条 ペット霊園設置者は、第9条の規定により申請した事項（区域変更又は墳墓等の新增設に係るものを除く。）に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(ペット霊園の廃止の届出)

第17条 ペット霊園設置者は、ペット霊園を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 ペット霊園設置者は、前項の規定による届出をするときは、あらかじめ利用者にペット霊園を廃止する旨を説明するとともに、当該ペット霊園に埋蔵又は収蔵されているペットの焼骨を他のペット霊園に移す等適切な措置を執るよう努めなければならない。

(移動火葬車の使用の許可)

第18条 市の区域内において移動火葬車を使用してペットの死体の火葬を行おうとする者は、あらかじめ当該移動火葬車ごとに市長の許可を受けなければならない。当該許可を受けた移動火葬車の火葬設備を更新しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の許可に、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため必要な限度において、条件を付することができる。

(移動火葬車の使用の許可の申請)

第19条 前条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(移動火葬車の構造設備の基準)

第20条 移動火葬車の構造設備は、第11条第5号及び第6号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(移動火葬車使用者の遵守事項)

第21条 移動火葬車使用者は、ペットの死体の火葬を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 住宅等（火葬を依頼した者の住宅を除く。）から100メートル以上の距離にある場所とすること。
- (2) 事前に火葬を行う土地の所有者の同意を得ること。
- (3) 公園その他の公共施設の敷地内において火葬を行わないこと。
- (4) 移動火葬車に従業者を待機させ、当該移動火葬車を適正に管理すること。
- (5) 移動火葬車の見やすい場所に規則で定める標章を掲示すること。

(移動火葬車の維持管理)

第22条 移動火葬車使用者は、第11条第5号及び第6号に掲げる基準並びに次に掲げる基準に従い、移動火葬車の維持管理を行わなければならない。

- (1) 移動火葬車の清潔を保つこと。
- (2) 移動火葬車が破損したときは、速やかに修理すること。
- (3) 移動火葬車の使用により生ずるばい煙、汚水、廃棄物等を適正に処理すること。

(4) 火葬設備を使用する前に再燃焼室を予熱すること。

(移動火葬車使用者の地位の承継)

第23条 移動火葬車使用者から移動火葬車を譲り受けた者は、当該移動火葬車使用者の地位を承継する。

2 移動火葬車使用者について相続、合併又は分割（当該移動火葬車使用者が有する移動火葬車を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該移動火葬車使用者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割により当該移動火葬車を承継した法人は、当該移動火葬車使用者の地位を承継する。

3 前2項の規定により移動火葬車使用者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(移動火葬車の申請事項の変更の届出)

第24条 移動火葬車使用者は、第19条の規定により申請した事項（火葬設備の更新に係るものを除く。）に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(移動火葬車の廃止の届出)

第25条 移動火葬車使用者は、移動火葬車を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ペット霊園

設置者又は移動火葬車使用者（以下「ペット霊園設置者等」という。）に対し、ペット霊園の設置及び管理の状況又は移動火葬車の設備及び使用の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、ペット霊園若しくは移動火葬車又はペット霊園設置者等の事務所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善勧告）

第27条 市長は、ペット霊園設置者等が第14条又は第22条の規定に違反していると認めるときは、当該ペット霊園設置者等に対し、期限を定めて、当該違反を是正するため必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 市長は、移動火葬車使用者が第21条の規定に違反していると認めるときは、当該移動火葬車使用者に対し、当該違反を是正するため必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

（改善命令）

第28条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に対し、期限を定めて、その勧告に従うよう命ずることができる。

2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由が

なくその勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に対し、その勧告に従うよう命ずることができる。

(許可の取消し)

第29条 市長は、ペット霊園設置者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項又は第18条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第4条第1項又は第18条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第4条第1項又は第18条第1項の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 前条の規定による命令に違反したとき。

(使用禁止命令)

第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット霊園又は移動火葬車の使用の禁止を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項の許可を受けないで、ペット霊園の設置、区域変更又は墳墓等の新增設をした者
- (2) 第13条第2項の検査済証の交付を受けないで、ペット霊園を使用した者
- (3) 第18条第1項の許可を受けないで、移動火葬車を使用してペットの死体の火葬を行った者
- (4) 前条の規定により第4条第1項又は第18条第1項の許可を取り消された者

(公表)

第 3 1 条 市長は、第 2 8 条又は前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該命令を受けた者にその旨を通知するものとする。

(委任)

第 3 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にペット霊園を設置している者又はペット霊園の設置、区域変更若しくは墳墓等の新增設に係る工事を行っている者（以下「既存ペット霊園設置者」という。）は、当該ペット霊園（以下「既存ペット霊園」という。）について、第 4 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により第 4 条第 1 項の許可を受けたものとみなされる既存ペット霊園設置者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から 3 月以内に、既存ペット霊園の設置者、設置場所及び構造設備について明らかにする書類を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定により第 4 条第 1 項の許可を受けたものとみなされる既存ペット霊園については、第 1 0 条及び第 1 1 条の規定は、適用しない。ただし、施行日以後に新たに区域変更又は墳墓等の新增設を行うための申請があったときは、当該申請に係る部分に限り、これらの規

定（第10条第2号を除く。）を適用するものとする。